

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和2年9月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000030号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2000005号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成20年8月1日から平成22年7月1日までの期間、同年9月1日から平成23年5月1日までの期間及び平成23年9月1日から平成29年9月1日までの期間(以下「本件訂正期間1」という。)の標準報酬月額を訂正することが必要である。本件訂正期間1の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成20年8月から平成22年6月まで、同年9月から平成23年4月まで及び同年9月から平成29年8月まで(以下「本件訂正年月」という。)の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正年月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成21年12月25日、平成22年6月28日、同年12月24日、平成23年6月30日、同年12月26日、平成24年6月30日、同年12月21日、平成25年6月10日、同年12月15日、平成26年6月20日、同年12月25日、平成27年6月20日、同年12月27日、平成28年6月15日及び同年12月22日(以下「本件訂正期間2」という。)の標準賞与額を訂正することが必要である。本件訂正期間2の標準賞与額については、別表2のとおりとする。

本件訂正期間2の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正期間2の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

## 2 請求内容の要旨

- 請求期間： ① 平成20年8月1日から平成29年9月1日まで  
② 平成20年12月26日  
③ 平成21年6月20日  
④ 平成21年12月25日  
⑤ 平成22年3月31日  
⑥ 平成22年6月28日  
⑦ 平成22年12月24日  
⑧ 平成23年6月30日  
⑨ 平成23年12月26日  
⑩ 平成24年6月30日  
⑪ 平成24年12月21日  
⑫ 平成25年6月10日  
⑬ 平成25年12月15日  
⑭ 平成26年6月20日  
⑮ 平成26年12月25日  
⑯ 平成27年6月20日  
⑰ 平成27年12月27日  
⑱ 平成28年6月15日  
⑲ 平成28年12月22日

請求期間①の標準報酬月額及び請求期間②から⑲までの標準賞与額について、A社の事業主が誤った届出を行っていたため、実際に支給された給与額又は賞与額よりも低い金額で記録されている。

その後、事業主が請求期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）等、請求期間②から⑲までのうちの一部の期間に係る同賞与支払届（訂正）を提出したものの、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、年金額に反映する記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、本件訂正期間1については、A社が保管する給与計算一覧表、請求者が保管する給与明細書、源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び預金取引明細表（以下、併せて「給与計算一覧表等」という。）により、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び事業主が控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

厚生年金保険料額又は本来の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、本件訂正年月の標準報酬月額については、給与計算一覧表等により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本件訂正期間1について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年7月13日に、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）、同報酬月額算定基礎届（訂正）及び同報酬月額変更届（取消）、同年8月24日に請求者の同報酬月額変更届（平成27年7月改定）を年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、年金事務所（平成21年12月以前は社会保険事務所）は、請求者の本件訂正期間1の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件訂正期間1に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成22年7月1日から同年9月1日までの期間、平成23年5月1日から同年9月1日までの期間については、給与計算一覧表等により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額又は事業主が控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

2 請求期間②から⑯までのうち、本件訂正期間2については、A社が保管するボーナス計算資料、請求者が保管する賞与明細書、源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び預金取引明細表（以下、併せて「ボーナス計算資料等」という。）により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求者が、本件訂正期間2においてオンライン記録の標準賞与額を超える賞与額の支払を受け、当該標準賞与額を超える標準賞与額に見合う厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、本件訂正期間2の標準賞与額については、ボーナス計算資料等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本件訂正期間2について、保険料を徴収する権利が時効によ

り消滅した後の令和2年7月13日に、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の本件訂正期間2の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件訂正期間2に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②及び③については、ボーナス計算資料等により確認できる賞与額に見合う標準賞与額がオンライン記録の標準賞与額と同額であること、請求期間⑤については、賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料がないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

## 別表

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000030号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2000005号

別表1

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成20年8月から平成21年7月まで	13万4,000円	12万6,000円
平成21年8月	17万円	
平成21年9月及び同年10月	17万円	16万円
平成21年11月から平成22年6月まで	18万円	16万円
平成22年9月から平成23年4月まで	19万円	18万円
平成23年9月から平成24年8月まで	19万円	
平成24年9月から平成25年8月まで	19万円	17万円
平成25年9月から平成27年3月まで	18万円	
平成27年4月から同年6月まで	19万円	
平成27年7月及び同年8月	26万円	
平成27年9月から平成28年6月まで	26万円	18万円
平成28年7月から平成29年8月まで	26万円	22万円

別表2

訂正期間	訂正後の標準賞与額	訂正前の標準賞与額
平成21年12月25日	13万7,000円	11万円
平成22年6月28日	11万円	10万円
平成22年12月24日	17万7,000円	16万円
平成23年6月30日	11万7,000円	10万円
平成23年12月26日	6万1,000円	1万3,000円
平成24年6月30日	12万1,000円	10万5,000円
平成24年12月21日	19万7,000円	16万7,000円
平成25年6月10日	16万3,000円	8万9,000円
平成25年12月15日	21万円	18万円
平成26年6月20日	17万円	14万円
平成26年12月25日	21万5,000円	19万円
平成27年6月20日	14万6,000円	13万9,000円
平成27年12月27日	19万8,000円	15万6,000円
平成28年6月15日	16万1,000円	15万1,000円
平成28年12月22日	22万2,000円	17万7,000円

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000031号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2000006号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成24年8月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成24年8月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年8月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成24年12月21日、平成25年6月14日、同年12月26日、平成26年6月25日、同年12月25日、平成27年6月20日、同年12月27日、平成28年6月15日及び同年12月22日(以下「本件訂正期間」という。)の標準賞与額を訂正することが必要である。標準賞与額については、別表2のとおりとする。

本件訂正期間の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年8月1日から平成29年9月1日まで  
② 平成24年12月21日  
③ 平成25年6月14日  
④ 平成25年12月26日

- ⑤ 平成 26 年 6 月 25 日
- ⑥ 平成 26 年 12 月 25 日
- ⑦ 平成 27 年 6 月 20 日
- ⑧ 平成 27 年 12 月 27 日
- ⑨ 平成 28 年 6 月 15 日
- ⑩ 平成 28 年 12 月 22 日

請求期間①の標準報酬月額及び請求期間②から⑩までに係る標準賞与額について、A社の事業主が誤った届出を行っていたため、実際に支給された給与額又は賞与額よりも低く記録されている。

その後、事業主が請求期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）等、請求期間②から⑩までに係る同賞与支払届（訂正）を提出したものの、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社が保管する給与計算一覧表、請求者が保管する給与明細書及び預金取引明細表（以下、併せて「給与計算一覧表等」という。）により、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び事業主が控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録を超えていることが確認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、給与計算一覧表等により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表 1 のとおりとすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 7 月 13 日に、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）、同報酬月額算定基礎届（訂正）及び同報酬月額変更届（取消）を年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑩までについては、A社が保管するボーナス計算資料、請求者が保管する賞与明細書及び預金取引明細表（以下、併せて「ボーナス計算資料等」と

いう。)により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求者が、本件訂正期間においてオンライン記録の標準賞与額を超える賞与額の支払を受け、当該標準賞与額を超える標準賞与額に見合う厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、本件訂正期間の標準賞与額については、ボーナス計算資料等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本件訂正期間について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年7月13日に、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正届）を年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の本件訂正期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は本件訂正期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000031号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2000006号

別表1

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成24年8月から平成25年8月まで	20万円	14万2,000円
平成25年9月から平成26年8月まで	19万円	16万円
平成26年9月から平成27年3月まで	19万円	17万円
平成27年4月から同年8月まで	20万円	
平成27年9月から平成28年6月まで	26万円	
平成28年7月から平成29年8月まで	26万円	20万円

別表2

訂正期間	訂正後の標準賞与額	訂正前の標準賞与額
平成24年12月21日	14万7,000円	12万4,000円
平成25年6月14日	15万5,000円	8万2,000円
平成25年12月26日	15万4,000円	14万円
平成26年6月25日	16万7,000円	13万2,000円
平成26年12月25日	17万7,000円	15万円
平成27年6月20日	14万3,000円	13万3,000円
平成27年12月27日	16万円	14万円
平成28年6月15日	16万4,000円	15万4,000円
平成28年12月22日	16万6,000円	13万2,000円

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000010号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2000004号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA教育委員会における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA教育委員会における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年4月8日から同年6月10日まで

② 昭和63年11月2日から同年12月13日まで

請求期間①については、A教育委員会に昭和61年4月8日付けでB校の助教諭を命じられ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年6月10日になっている。

請求期間②については、A教育委員会に昭和63年11月2日付けでC校の助教諭を命じられ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間①及び②について、A教育委員会から交付された辞令書等の写しを提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA教育委員会の辞令書及び履歴書の写し、並びに同教育委員会の回答によると、請求者は、昭和61年4月8日から同月23日までの期間及び同月24日から同年6月9日までの期間はB校に、昭和63年11月2日から同年12月12日までの期間はC校に助教諭として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A教育委員会から提出された昭和49年4月19日付け臨時の学校職員の社会保険の取り扱いについて(通知)及びA教育事務の手引き(令和2年版)の写しによると、それぞれ、「任用期間が2か月を超え12か月未満の臨時職員について健康保険及び厚生年金保険の二種類に加入させることとする。」、「被保険者は、任用期間が2か月と1日以上の方。」とされており、同教育委員会給与担当者は、「臨

時職員の社会保険の取扱いは、昭和 49 年度から現在も変わっていない。請求者は、任用期間が 2 か月以内であったため、厚生年金保険には加入していなかったはずである。給与から請求期間①及び②に係る厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述しているところ、前述の辞令書の写しによれば、請求期間①及び②において、請求者は、いずれも 2 か月以内の期間を定めて任用された者であったことが確認できる。

また、請求者は、「助教諭として勤務していたのは、B校では私一人だけであり、C校では何名かいたが、氏名等は覚えていない。各校の事務職員の氏名等も覚えていない。」旨陳述しており、請求期間①及び②における厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除について同僚に確認することができない。

さらに、A教育委員会に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求期間①及び②における健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。